

危険物安全週間 6月2日(日)～6月8日(土)

「次世代へ つなごう無事故と 青い地球」^{ほし}

☎ 湯浅広川消防組合消防本部予防課 Tel 22-3128

セルフガソリンスタンドでは、給油中のガソリンの吹きこぼれや、静電気による火花が原因となり、ガソリンに引火して火災となる事故が発生しています。



セルフガソリンスタンドを利用する際は、次の点に注意して安全な給油作業を心がけましょう。

●セルフガソリンスタンドでは自ら携行缶に注油することができません

軽トラックの荷台に置いた携行缶にガソリンを注油中、火災が発生しています。

また、灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは厳禁です。



●車のエンジンをかけたまま給油しない

エンジンをかけたまま給油することは法律で禁止されています。ガソリンの蒸気に引火する危険性が高まります。

●給油前に静電気除去シートに触れる

身体に溜まっている静電気を取り除いてから自動車の給油キャップを開けてください。静電気を取り除かないと静電気火花が発生する恐れがあり、ガソリンの蒸気に引火します。

●給油中にライター、タバコなどに火を着けない

ライターなどの火がガソリンの蒸気に引火します。

ご存じですか、セルフメディケーション税制

市販薬の購入費用の一部が所得控除の対象になります

- 健康づくりに関すること ☎ 健康推進課国保年金係 (7)8番窓口 Tel 65-3008
- 税控除に関すること ☎ 住民生活課税務係 (1)2番窓口 Tel 64-1106



天候不順や仕事疲れなどによる軽い体調不良の際に、薬局などで市販薬を購入して体調を整えるという方は多くいらっしゃるでしょう。医療機関を受診していなくても、市販薬の購入費用の一部が医療費控除の特例として税控除の対象となる制度があります。それが『セルフメディケーション税制』です。OTC医薬品（医師の処方箋がなくても購入できる市販薬で、医療用から転用され厚生労働省が指定する特定の成分・薬効のOTC医薬品が対象）の購入費用が高額になったとき、一定の条件を満たせば、確定申告により上限8万8千円の所得控除を受けることができます。

セルフメディケーション税制を利用できる条件

- ①所得税、住民税を納めている
- ②1月から12月までの1年間に、対象となるOTC医薬品を世帯で購入した合計額が税込み1万2千円を超えている
- ③健康増進や病気の予防のために、特定健診やがん検診、人間ドック、予防接種などを受けている

※通常の医療費控除を受ける場合は、本制度は利用できません。

日頃からバランスの良い食事と適度な運動を心掛け、特定健診やがん検診など定期的に受診し、ご自身の健康管理に心をもちようにしましょう。もし体調不良が続く場合は、早めに医療機関で受診しましょう。

最新の対象品目など制度の内容については、薬剤師に相談または厚生労働省のホームページをご覧ください。

